

自主点検結果(企画業務型)

別添2

主な点検項目		自主点検の結果、改善が必要と考えられる事業場	
①	対象労働者が従事している業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の営業活動など、対象業務以外の業務に就かせている ・ 対象労働者の業務に対象業務以外の業務が含まれている 	74(2.7%)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に上司が具体的な指示をしたり、業務遂行の手段について指示する場合がある ・ 始業・終業時刻を定めており、それを遵守させる場合がある ・ 業務量が過大であったり、期日の設定が不適切 	71(2.5%)
②	対象労働者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年ないし5年程度の職務経験を有し、対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者以外にも企画業務型裁量労働制を適用 	33(1.2%)
③	みなし労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし労働時間が法定労働時間を超えている場合で36協定が未締結、割増賃金が未払 	19(0.7%)
④	労働時間の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間の状況を把握していないもの 	1(0.04%)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし労働時間と労働時間の状況が相当程度乖離しているもの 	34(1.2%)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長の者の労働時間の状況が相当程度長いもの 	15(0.5%)
⑤	法定休日労働・深夜労働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定休日労働、深夜労働がある場合で36協定(休日)が未締結、割増賃金が未払 ・ 法定休日労働時間・深夜労働時間を把握していないもの 	24(0.9%)
⑥	健康・福祉確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・福祉確保措置が一部未実施 ・ 健康・福祉確保措置が未実施 	5(0.2%)
⑦	決議の周知状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決議を周知していない ・ 対象労働者のみに周知 	56(2.0%)

※()内は自主点検結果報告提出事業場数2,789に対する割合。

○ 自主点検は、使用者自らが裁量労働制の運用の実態を確認し、問題があると認められた場合には自主的に必要な改善を行っていただくものであり、自主的な改善が見込めない事業場に対しては、監督指導を実施し、改善を促していく。

自主点検結果(専門業務型)

	主な点検項目	自主点検の結果、改善が必要と考えられる事業場	
①	対象労働者が従事している業務	<ul style="list-style-type: none"> 対象業務以外の業務に就かせている 対象労働者の業務に対象業務以外の業務が含まれている 	211(2.6%)
		<ul style="list-style-type: none"> 業務の遂行の手段及び時間配分の決定等についても具体的に指示をする場合がある 	117(1.5%)
②	みなし労働時間	<ul style="list-style-type: none"> みなし労働時間が法定労働時間を超えている場合で36協定が未締結、割増賃金が未払 	156(1.9%)
③	労働時間の状況	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間の状況を把握していないもの 	106(1.3%)
		<ul style="list-style-type: none"> みなし労働時間と労働時間の状況が相当程度乖離しているもの 	93(1.2%)
		<ul style="list-style-type: none"> 最長の者の労働時間の状況が相当程度長いもの 	354(4.4%)
④	法定休日労働・深夜労働	<ul style="list-style-type: none"> 法定休日労働、深夜労働がある場合で36協定(休日)が未締結、割増賃金が未払 法定休日労働時間・深夜労働時間を把握していないもの 	335(4.2%)
⑤	健康・福祉確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 健康・福祉確保措置が一部未実施 健康・福祉確保措置が未実施 	184(2.3%)
⑥	労使協定の周知状況	<ul style="list-style-type: none"> 労使協定を周知していない 対象労働者のみに周知 	389(4.9%)

※()内は自主点検結果報告提出事業場数8,004に対する割合。

○ 自主点検は、使用者自らが裁量労働制の運用の実態を確認し、問題があると認められた場合には自主的に必要な改善を行っていただくものであり、自主的な改善が見込めない事業場に対しては、監督指導を実施し、改善を促していく。